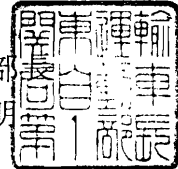




関自旅2第401号
平成7年2月23日

社団法人東京都個人タクシー協会
会 長 千 葉 一 殿

関東運輸局自動車第一部門
辻 岡



時間制運賃制度の適用方法等の徹底について

東京都特別区、武蔵野市及び三鷹市地区にかかるタクシー運賃・料金の改定については、平成7年2月21日付けで認可したところであり、運賃・料金の制度の適用方法等については、「認可書」及び「タクシー運賃・料金の改定に伴う改定運賃の実施方について」により指示したところであるが、今般のタクシー運賃・料金改定の中で、特に時間制運賃制度については、個人タクシー事業者のみが新たに導入する制度であることから、下記について利用者に対し周知を図るとともに、傘下事業者に対しても十分な指導徹底を行い、同制度の運用に万全を期されたい。

記

1. 時間制運賃導入の趣旨

旅客の運送依頼の中には、観光地の周遊、冠婚葬祭、病院への送迎、あるいは得意先回りのような走行する距離は短いにもかかわらず、時間的な拘束は極めて長いケースがあり、このような運送は、走行距離に応じて運賃を収受するいわゆる距離制を基本とするタクシー事業にとって、必ずしも的確に対応できないものであった。

このため、これまでの距離制運賃に加え、利用者にとってわかりやすい「時間制による運賃制度」を導入することによって、こうした距離制により難しい運送ニーズにも的確に対応しようとするものである。

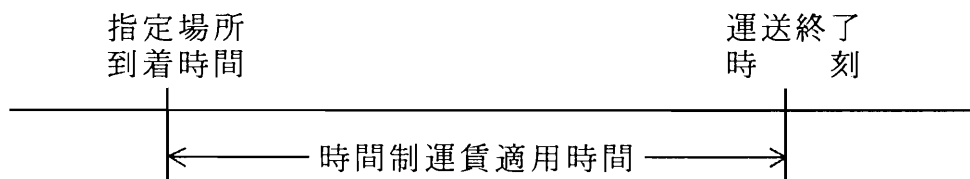
2. 時間制運賃の適用等について

- (1) 時間制運賃は、観光地の周遊、冠婚葬祭、病院への送迎、あるいは得意先回りのように走行距離に比べて時間的拘束が極めて長く、距離制により難しい運送に適用する。なお、「距離制により難しい運送」とは、概ね1時間15km(30分7.5km)を超えない運送を基準とする。

- (2) 時間制運賃は、事前に無線基地局及び営業所に申し込むものとする。
- (3) 時間制運賃は利用者の申し出による運送の内容について、輸送コース、所要時間、輸送の態様等について事業者と利用者との話し合いにより、時間制運賃で運送を行う旨の双方の特約が成立した場合に適用する。
- (4) 時間制運賃は、一般的な片道輸送及び流し営業中による運送の引受けはできない。
- (5) 時間制運賃には障害者割引が適用されることとなるが、この場合の最終運賃額は、旅客の指定した場所に到着したときから、旅客の運送を終了するまでの時間により算出された運賃額に0.9を乗じた額とする。

3. 時間制運賃収受の適用時間について

時間制運賃は、旅客の指定した場所に到着したときから、旅客の運送を終了するまでの実拘束時間とする。



4. 時間制運賃額について

- [中型車] 初乗 1時間 4,200円、加算 30分ごとに 1,900円
- [小型車] 初乗 1時間 4,000円、加算 30分ごとに 1,800円

5. 広報活動等の実施

- (1) 個人タクシー協会は、時間制運賃の仕組み及び運送の引受け等について事業者教育を徹底して行い、利用客とのトラブル防止に努めること。
- (2) 個人タクシー協会は、時間制運賃制度について利用者にとってわかりやすいパンフレット等を作成し頒付するなど、予め利用者に対する広報を十分に行うこと。
- (3) 個人タクシー協会は、タクシー車内に「時間制運賃に関する利用条件」の明示を行い、利用者利便に資するとともに、トラブル防止に努めるよう事業者を指導すること。
- (4) 個人タクシー協会に苦情受付窓口を設置するなど、トラブル防止に万全を期すること。